

2019年2月20日

各位

東京都中野区本町一丁目32番2号
会社名 アクセルマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾下 順治
(コード番号：3624 東証マザーズ)

第三者割当による第20回新株予約権及び第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)に関するお知らせ

当社は、2019年2月20日付の取締役会において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第20回新株予約権及び第21回新株予約権(以下それぞれを「第20回新株予約権」、「第21回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の買取契約(コミット・イシュー・プログラム(※)。以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします(以下、本新株予約権の発行と本買取契約の締結を総称して「本件」といいます。)。本資金調達は、ゲーム事業における開発・制作費用、M&A及び資本・業務提携に係る費用、広告宣伝等のプロモーションに関わる費用及び借入金の返済に係る資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2019年3月8日
(2) 発行新株予約権数	1,200,000個 第20回新株予約権：700,000個 第21回新株予約権：500,000個
(3) 発行価額	総額1,928,000円 第20回新株予約権1個当たり1.74円 第21回新株予約権1個当たり1.42円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,200,000株(新株予約権1個につき1株)
(5) 資金調達額	759,328,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：636円 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ②行使

	<p>価額の修正」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とします。)</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>第三者割当ての方法により、全ての新株予約権を EVO FUND に割当てます。</p>
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。</p> <p>また、第 21 回新株予約権の行使については当社の指示(以下「行使開始指示」といいます。)により行使が可能となる旨を本買取契約において規定します。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は変動します。なお、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の資金調達の額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権の特徴

<コミット・イシュー>

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(第 20 回新株予約権：700,000 株、第 21 回新株予約権：500,000 株)をあらかじめ定め、当該本新株予約権の行使が割当予定先によりコミットされている設計です。第 20 回新株予約権については、発行後翌取引日より行使期間が開始し、開始後、売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、原則として 56 価格算定日以内に、割当予定先が必ず第 20 回新株予約権の全て(700,000 株)を行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、第 20 回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として 31 価格算定日以内に、280,000 株相当分以上の第 20 回新株予約権の行使をすることを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、コミット・イシューの特徴です。

なお、「全部コミット期間」とは、原則として、第 20 回新株予約権については第 20 回新株予約権の払込期日の翌取引日から 56 価格算定日目までの期間、第 21 回新株予約権については当社が行使開始指示を行った日の翌取引日から 36 価格算定日目までの期間(いずれも当日を含みます。)を個別に又は総称していい、「前半コミット期間」とは、第 20 回新株予約権について、原則として、第 20 回新株予約権の払込期日の翌取引日から 31 価格算定日目までの期間をいいます。なお、第 21 回新株予約権については前半コミットは存在しません。

<コミット・イシュー・プログラム>

コミット・イシューを2回分組み合わせたものが、今般の資金調達（コミット・イシュー・プログラム）の特徴であり、第21回新株予約権については当社が行使開始指示を行った日の翌取引日から、原則として36価格算定日以内に割当予定先は第21回新株予約権の全て（500,000株）を行使することとしております（全部コミット）。第21回新株予約権については、当社から行使開始指示がなされるまでは新株予約権の行使はできない設計となっております。これら2回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載している支出予定時期の中でも、必要とする時期やその金額が異なる資金需要に対して、当社の選択により資金需要に沿ったタイミングで、蓋然性の高い資金調達を開始することを可能にしています。なお、行使開始指示については当社が未公表のインサイダー情報を保有していないこと、及び第20回新株予約権が残存していないことが条件となります。また当該行使開始指示を行う日の直前取引日を最終日とする1か月の期間における取引所における当社普通株式の出来高平均が、50,000株以下である場合及び第21回新株予約権の残存行使請求期間が60取引日未満である場合には、全部コミットがなされず、又は全部コミット期間が36価格算定日から変更される場合があります。

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行数	700,000個	500,000個
発行価額の総額	1,218,000円	710,000円
行使価額の総額	445,200,000円	318,000,000円
行使想定期間	原則約3ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)	原則約2ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で12回(予定) (5価格算定日毎に修正、計12回)	通算で8回(予定) (5価格算定日毎に修正、計8回)
行使価額	VWAPの90%	VWAPの90%
全部コミット	56価格算定日以内における発行数全ての行使を原則コミット	36価格算定日以内における発行数全ての行使を原則コミット※
前半コミット	31価格算定日以内における発行数の40%以上の行使を原則コミット	なし
当初行使開始予定日	2019年3月11日	未定
全部コミット完了予定日	2019年6月5日	未定
前半コミット完了予定日	2019年4月23日	なし
取得条項	なし	あり

※行使開始指示日の直前取引日を最終日とする1日当たり1か月平均出来高が50,000株を超えていることが条件

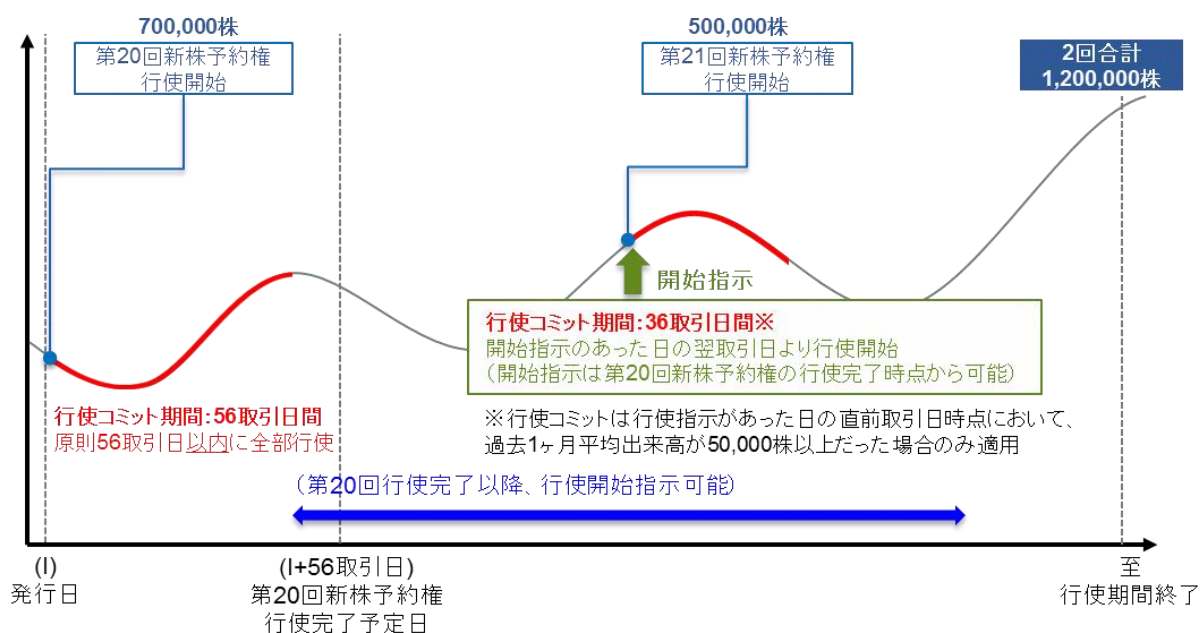
(注1)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

(注2)上記の予定日は現在想定される祝日を考慮して記載しており、今後の国民の祝日の設定により、前後する可能性があります。

(注3)第21回新株予約権には取得条項が付されているため、将来的には、当社の選択により、かかる本新株予約権を取得・消却する可能性があります。

<本新株予約権の行使タイミング>

各本新株予約権の行使タイミングについて図示すると以下のようになります。なお、株価についてはあくまで例であってこのような動きを取るものではございません。



2. 募集の目的及び理由

当社は、インターネットを通じて、エンターテインメントをより多くの人に、たくさん届けることを当社の使命と捉え、「楽しいで世界をつなぐ」を経営理念として、事業を展開しております。

2018年9月期は通期戦略に「持続的成長構造の構築」を掲げ、現在提供中のRPG「幽☆遊☆白書 100%本気(マジ)バトル」や開発中のパズルゲーム「COLOR PIECEOUT」などの複数のゲームタイトルを開発し、提供するタイトル数やゲームジャンルの拡充に注力してまいりました。また、既存事業周辺領域において新たにコンテンツやファンと体験を通じてより深い関係を構築するサービス群を提供するand Experience事業を開始し、ゲーム事業・広告事業・and Experience事業の3事業体制といたしました。これらの事業に普及が進むブロックチェーン技術をいかした事業展開を進めていく方針であり、まずは分散型アプリケーションの特長を生かしたゲームの提供を行っていく予定であります。

その中で、当社の保有する技術などのリソース同士や、新たな技術との掛け合わせにより、当社のもつ「IPを活かした事業の企画力とシステムに具現化する開発力」によりオンラインくじサービス「くじコレ」のサービスを開始したほか、「当社のもつゲーム開発技術やこれまでのコンテンツ制作力と、新たに取り入れたブロックチェーン技術」によりブロックチェーンゲーム「コントラクトサーバント -CARD GAME-」の開発を進めております。「くじコレ」は、インターネット上で購入できるハズレなしの抽選くじとなります。キャラクターや有名人などのオリジナル限定グッズや特別な体験等(イベントの特別席や当選者限定のイベント開催など)を景品として提供しております。

現在、当社を取り巻く事業環境は、スマートフォンの世帯保有率が2017年末には75.1%を超え、年齢別では20代から50代の保有率が概ね90%を超え、(総務省「通信利用動向調査」より)スマートフォン市場の成熟化がうかがわれます。また、スマートフォン端末の高性能化、通信速度の向上により、モバイル端末上で表現されるコンテンツの映像や音声、ゲーム性などのクオリティの水準が年々上昇しております。その結果、開発費や広告宣伝費等の高騰や限られたユーザーの獲得競争が激しくなり、事業環境は厳しい状況となっております。

これらを受け、2019年9月期は通期戦略に「結合によるビジネスの創出」を掲げております。モバイルコンテンツ市場の競争が厳しくなる中、当社グループの事業の柱となっているエンターテインメントとマーケティングにおけるサービスの提供で培われたゲーム開発・運用や広告運用などのノウハウ、それら

を通じて獲得したデータなどを活用し、社内での事業間連携、他社との M&A や資本・業務提携などを通じて、事業のノウハウやデータ、リソースなどを結合していくことによって、新たなサービスを生み出し事業拡大を図ってまいります。

また、ゲーム市場において、事業を持続し発展させていくためには、従来からのゲームに比べて新たな趣向のゲーム方法や映像、音声における品質の向上は必須であるとともに、既に飽和気味であるゲーム市場においては既存ゲームに替わって提供するゲームにユーザーが移るためには、多面的な広告宣伝手法が必要とされており、ウェブ媒体だけでなくマス広告やプロモーション媒体を通じた様々な手法を用いてユーザーに訴求する必要があります。

当社においてもゲームの世界観やストーリー、ゲームシステム等をより詳細に設定、構築することでそれらを高める取り組みを行っているほか、広告宣伝手法においても様々な施策を採用しております。そのため、各開発プロセスにおける開発及び制作の工数が増えており、開発人員数、制作費等の外注費の増加、サービス提供までにかかる開発期間が長期化しているため、開発コストが増しているほか、広告宣伝費も増大傾向にあります。

当社は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、2017年9月25日付で、第16回乃至第19回新株予約権を発行いたしました。本日公表しております「第16回乃至第19回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、ターゲットイシュープログラムを付しているため、新株予約権の発行時の株価に対し、いずれも行使価額及び下限行使価額が高水準に設定されており、割当先による新株予約権の行使が進まず、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができませんでした。第16回乃至第19回新株予約権を発行した時点においては、資本調達の蓋然性が高いと考えておりましたが不確実性の高い株価動向により当社が適正と考える株価水準に株価が到達しなかったためであります。一方、第16回乃至第19回新株予約権発行後から現在に至るまで、ゲーム事業におけるゲームタイトルの開発・制作やM&A及び資本・業務提携、広告宣伝等のプロモーションを行っており、引き続き資金調達のニーズは高い状況にあります。また、現在の当社の財務状況においては、前連結会計年度まで3期連続となる営業損失の計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、財務基盤を改善することも経営課題であり、借入金の返済に充当することにより、財務状況の改善を進めつつ事業運営を行うことが企業価値向上に向けて、重要な事項であると認識しております。

上記を踏まえ、当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、現時点における最良の選択であると判断いたしました。そのため、第16回乃至第19回新株予約権によって当初企図していた金額規模による資金調達を実現していないことに鑑み、第16回乃至第19回新株予約権の取得及び消却を実施することを決定し、行使コミット条項が付されているため行使の蓋然性が高いと考えられる本新株予約権によって資金調達は早期に実現するために、本新株予約権の発行を決定いたしました。

本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、原則として一定期間経過後の日（第20回新株予約権については第20回新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。))からその56価格算定日目の日(当日を含む。))及び第21回新株予約権について

は行使開始指示がなされた日の翌取引日（当日を含む。）からその36価格算定日目の日（当日を含む。）までの期間（以下、「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。56という日数は、11価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたもの、36という日数は、7価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、第20回新株予約権については上記に加えて、払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、その31価格算定日目の日（当日を含む。）までの期間（以下、「前半コミット期間」といいます。）に、280,000株相当分以上の第20回新株予約権を行使することをコミットしています。31という日数は、6価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、第20回新株予約権にかかる全部コミット期間の終了日は2019年6月5日（第20回新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して56価格算定日目の日）であり、前半コミット期間の終了日は2019年4月23日（第20回新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して31価格算定日目の日）となりますが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%を下回った場合（以下、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の払込期日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

本新株予約権の下限行使価額は当初353円とします。これらの金額は本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、取引先より紹介された割当予定先から本新株予約権による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、さらに当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているとともに、株価状況や資金需要状況に応じて第21回新株予約権にかかる行使開始指示を行うことにより柔軟な資金調達ができる点に加え、第21回新株予約権については、取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達方法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、柔軟に新株予約権を取得・消却し、第21回新株予約権による資金調達をキャンセルすることが可能であるため、必要に応じて取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能であるという点においても、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本資金調達方法が下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本資金調達方法を採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権により行う本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。
[メリット]

① 今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要な資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後約1年間に渡る資金調達プランが確定しており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

② 取得条項

第21回新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、第21回新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

③ 資金調達コストの削減

複数回の決議・発行の手続を経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

④ 短期間における確実な資金調達

第20回新株予約権(対象となる普通株式数700,000株)は、原則として2019年6月5日までに、第21回新株予約権(対象となる普通株式数500,000株)は、出来高が一定水準以上であれば原則として行使開始指示がなされた日の翌取引日からその36価格算定日目の日までに全部行使(全部コミット)されます。

⑤ 時期に応じた資金調達

第20回新株予約権について、全部コミットに加え、原則として2019年4月23日までに、第20回新株予約権の40%(対象となる普通株式数280,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによる早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

⑥ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,200,000株で固定されており、株価動向に係わらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

- ⑦ 株価上昇時の調達額増額
本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。
- ⑧ 株価上昇時の行使促進効果
今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,200,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%以上にならない場合には行使が進まない可能性があります。
- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

- ① 新株式発行による増資
- (a)公募増資
公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
- (b)株主割当増資
株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- (c)新株式の第三者割当増資
新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。そのため、第三者割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	765,128 千円
	本新株予約権の払込金額の総額	1,928 千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	763,200 千円
②	発行諸費用の概算額	5,800 千円
③	差引手取概算額	759,328 千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第20回新株予約権1,218,000円、第21回新株予約権710,000円、合計1,928,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第20回新株予約権445,200,000円、第21回新株予約権318,000,000円、合計763,200,000円)を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計759,328,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① ゲーム事業における開発・制作費用	195	2019年3月～ 2020年9月
② M&A及び資本・業務提携に係る費用	100	2019年3月～ 2020年9月
③ 広告宣伝等のプロモーションに関わる費用	164	2019年3月～ 2020年9月
④ 借入金の返済	300	2019年5月～ 2020年2月
合計	759	

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。なお、調達資金が不足した場合には、上記記載の順序でこれを充当するとともに、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、超過した場合には、①ゲーム事業における開発・制作費用の資金として利用することを想定しております。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、この点は許容可能と判断しております。

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。

① ゲーム事業における開発・制作費用

ゲームタイトルを開発することを目的とし、開発人員の採用や育成による人件費、システム開発等の外注費等、開発資金として195百万円を充当する予定です。上記「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達の目的」でも記載した通り、当社の中心事業であるモバイルインターネット関連事業を取り巻く環境は、スマートフォン端末の高性能化や通信速度の向上により、より高精細な画像や迫力のある音楽等の表現が可能となり、ゲーム開発に求められるクオリティの水準が上昇しております。ゲーム事業のゲーム開発では、ゲーム性や表現力を高めることによって既に市場にリリースされているタイトルとの差別化を図る必要があり、当社においてもゲームの世界観やストーリー、ゲームシステム等をより詳細に設定、構築することでゲーム性や表現力を高める取り組みを行っております。そのため、各開発プロセスにおける開発及び制作の工数が増えており、開発人員数、制作費等の外注費の増加、サービス開始までにかかる開発期間が長期化しているため、開発コストが増しております。特にサービス開始が近くなるとサービス開始環境に合わせた増員やゲーム内アセットの量産による制作費の増加、多数のユーザーアクセスに応えられるサーバー環境の構築などにより必要となる資金も増加するため、本新株予約権による資金調達により、「COLOR PIECEOUT」及び「コントラクトサーヴァント -CARD GAME-」の開発の一部を充て、残りを新規ゲームタイトルの開発に充当する予定です。

② M&A 及び資本・業務提携に係る費用

「2. 募集の目的及び理由」でも記載した通り、2019年9月期では、当社の保有する技術やデータを活用し、独自性の高いビジネス創出に取り組んでおります。当社単独では実現することが難しいケースでも、M&A や資本・業務提携(以下、「資本提携等」という。)により、当社だからこそできることと、他社とだからこそできることを組み合わせることで、独自性の高いビジネスを創り出せると考えております。そのため、ゲームタイトルを開発するための開発リソースやゲームコンテンツの表現力、ゲーム性を高める技術力を有していると考えられる企業、ゲーム事業や広告事業で蓄積されている各種データ解析の価値を高め、データ解析や活用において新規事業サービスの立ち上げをできるような企業との資本提携等に係る費用として100百万円を充当する予定です。なお、現時点において、具体的に計画されている資本提携等はありませんが、複数の候補を検討しており、いずれの案件を採用した場合でも、当該金額程度を想定しております。今後案件が具体的に決定された際には、適切に開示いたします。

なお、以上のような資本提携等の投資機会が実現しない場合には、上記表中の他の使途に充当する可能性がございます。

③ 広告宣伝等のプロモーションに関わる費用

当社で配信するゲームタイトルの認知向上及びユーザー獲得を目的とし、インターネットやTVその他の広告媒体を利用した広告に加えリアルイベントやキャンペーン等の多面的なプロモーションを行うための資金として164百万円を充当する予定です。現時点では、「COLOR PIECEOUT」及び「コントラクトサーヴァント -CARD GAME-」における、支出予定時期に記載の期間のプロモーションを想定しております。なお、具体的な広告媒体および手法については未定ですが、プロモーションごとに、1ユーザー当たりの獲得広告単価(CPA)や1ユーザー当たりの想定課金額(LTV)などの指標を基に、広告の費用対効果(ROASやROI)を比べながら、適宜判断してまいります。

④ 借入金の返済

上記「①ゲーム事業における開発・制作費用」にも記載した通り、ゲーム開発コストが増しており、運転資金を賄うためにこれまで金融機関からの借入を行っており、2018年12月末時点の当社の借入金は606.5百万円となっております。

現在の当社の財務状況において、財務基盤を改善することも経営課題であり、本新株予約権の発行による調達額のうち、300百万円を返済の始まる借入金の返済に充当することにより、財務状況の改善を進めつつ事業運営を行うことが企業価値向上に向けて、重要な事項であると認識しております。

以上の資金使途を目的として、当社は2019年2月20日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的使途」に記載の使途に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(茄子評価株式会社、代表者：那須川 進一、住所：東京都港区麻布十番 1-2-7 ラフィネ麻布十番 701 号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みません。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第20回新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である1.74円、第21回新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である1.42円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、2019年2月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額にいたしました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会が、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との重要な利害関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価結果は合理的な公正価格を示していると考えられ、払込金額も当該評価結果として表示された評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,200,000株(議決権数12,000個)は、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数4,851,800株及び議決権数48,495個を分母とする希薄化率は24.73%(議決権ベースの希薄化率は24.74%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は約1年間に渡って、2回に分けて行使される予定であり、第21回新株予約権については当社による行使開始指示により行使可能となるものであり、希薄化による影響を限定しつつ当社の必要とするだけの資金調達に当社の希望する期間において実施できるための設計がなされております。また、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は139,319株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、第20回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数700,000株を、割当予定先の全部コミット期間である56価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約12,500株(直近6ヶ月平均出来高の約9.0%)、第21回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数500,000株を、割当予定先の全部コミット期間である36価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約13,889株(直近6ヶ月平均出来高の約10.0%)となり、また本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株

式数 1,200,000 株が第 21 回新株予約権の行使期間である 16 カ月間で行使売却とした場合の 1 取引日当たりの株数は 3,750 株（直近 6 か月平均出来高の約 2.7%）となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。加えて、当社の今後約 1 年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、第 21 回新株予約権については、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達方法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2006 年 12 月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 58.4 百万米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2018 年 10 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、ならびに EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である東京エス・アール・シー(住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番 4 号 代表取締役：中村 勝彦)に EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、ならびに EVO FUND の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した通り、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、2018年12月にEVOLUTION JAPAN 証券株式会社より本スキームの提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の今後約1年間の事業運営を行う上で必要となる資金を行使コミット条項が付されている事により相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価状況や資金需要状況に応じて行使開始指示をすることより柔軟な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績(株式会社フジタコーポレーション:2018年10月発行、同年11月行使完了、株式会社リプロセル:2018年6月発行、同年8月行使完了、株式会社エディア:2018年5月発行、同年7月行使完了、等)があります。割当予定先は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権のEVO FUNDに対する割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2019年1月2日時点における純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項ありません。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
株式会社セプテーニ・ホールディングス	21.47
KLab株式会社	4.22
尾下 順治	3.41
株式会社 SBI 証券	2.60
松井証券株式会社	2.41
株式会社ライブスター証券	1.78
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.00
高野 利亮	0.96
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.92
日本証券金融株式会社	0.88

(注) 1. 割当前の「大株主」及び「持株比率」は、2018年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当期(2019年9月期)の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
売上高(千円)	3,200,472	3,308,250	2,466,245
営業利益(千円)	△377,240	△259,690	△416,334
経常利益(千円)	△385,160	△272,223	△426,831
当期純利益(千円)	△458,980	△316,318	△511,135
1株当たり当期純利益(円)	△105.01	△72.37	△111.76
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	225.77	154.56	194.96

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,851,800株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	1,047,500株	21.59%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
始 値	936円	1,367円	1,460円
高 値	4,710円	2,346円	2,180円
安 値	586円	900円	925円
終 値	1,418円	1,450円	1,264円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2018年 9月	10月	11月	12月	2019年 1月	2月
始 値	1,150円	1,190円	1,059円	938円	655円	737円
高 値	1,295円	1,214円	1,103円	944円	813円	764円
安 値	1,055円	843円	875円	574円	645円	678円
終 値	1,264円	1,081円	930円	675円	728円	706円

(注) 1 各株価は、東京証券取引所市場マザーズ市場におけるものであります。

2 2019年2月の株価については、2019年2月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2019年2月19日
始 値	701 円
高 値	724 円
安 値	700 円
終 値	706 円

(注)各株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第16回乃至第19回新株予約権

割当日	2017年9月25日
発行新株予約権数	9,000 個 第16回新株予約権 3,000 個 第17回新株予約権 2,500 個 第18回新株予約権 2,000 個 第19回新株予約権 1,500 個
発行価額	第16回新株予約権 1個当たり 270 円 第17回新株予約権 1個当たり 253 円 第18回新株予約権 1個当たり 240 円 第19回新株予約権 1個当たり 221 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,203,254 千円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における発行済株式数	4,370,900 株
当該募集による潜在株式数	900,000 株(本新株予約権 1個当たり 100 株) 第16回新株予約権 300,000 株 第17回新株予約権 250,000 株 第18回新株予約権 200,000 株 第19回新株予約権 150,000 株 第16回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 300,000 株です。また、第19回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 150,000 株です。
現時点における行使状況	行使済新株予約権数： 2,760 個 第16回新株予約権 2,760 個 第17回新株予約権 0 個 第18回新株予約権 0 個 第19回新株予約権 0 個 当初行使価額： 第16回新株予約権 1,525 円 第17回新株予約権 2,500 円

	<p>第 18 回新株予約権 3,000 円 第 19 回新株予約権 3,500 円</p> <p>第 16 回新株予約権の行使価額は、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 16 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円、上限行使価額はありません。</p> <p>第 19 回新株予約権については、当社は 2017 年 9 月 25 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、第 19 回新株予約権の行使価額は、第 19 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 19 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円、上限行使価額はありません。</p>
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	425,020,000 円(注)
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用 (1,203 百万円) ・M&A 及び資本・業務提携に係る費用 (500 百万円) ・広告宣伝等のプロモーションに関わる費用 (500 百万円) 支払予定時期：2017 年 9 月～2020 年 10 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「ゲーム事業における新規タイトルの開発・制作費用」に 369 百万円、「広告宣伝等のプロモーションに関わる費用」に 56 百万円を充当しております。

(注) 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2018 年 4 月 13 日
調達資金の額	349,969,200 円 (差引手取概算額 347,969,200 円)
発行価額	1 株につき金 1,708 円
募集時における発行済株式数	4,390,900 株
当該募集による発行株式数	204,900 株
募集後における発行済株式総数	4,595,800 株
割当先	KLab 株式会社
発行時における当初の資金使途	新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用
発行時における支出予定時期	2018 年 4 月～2020 年 3 月
現時点における充当状況	当初の資金使途である「新規ゲームタイトルの開発・制作関連費用」に 24 百万円を充当しております。

12. 発行要項

<第20回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第20回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,218,000 円
3. 申込期日 2019年3月8日
4. 割当日及び払込期日 2019年3月8日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 700,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 700,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1.74 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、636 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 353 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2019年3月11日(当日を含む。)から2019年8月13日(当日を含む。)までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に

必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1.74 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
市場混乱事由とは、以下の事由をいう。
 - (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
25. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

<第 21 回新株予約権の発行要項>

1. 新株予約権の名称 アクセルマーク株式会社第 21 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 710,000 円
3. 申込期日 2019 年 3 月 8 日
4. 割当日及び払込期日 2019 年 3 月 8 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 500,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 500,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1.42 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、636 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 353 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2019 年 3 月 11 日(当日を含む。)から 2020 年 7 月 13 日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の 10 取引日以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権 1 個当たり 1.42 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する事が出来る。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1.42 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
- 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。